

♣グリーン電力出資金出資者
♣グリーンコープでんき利用者 の皆様

グリーンコープでんき通信 VOL.36



2020年6月22日発行
一般社団法人グリーンコープでんき

「グリーンコープでんきキャンペーン！」第2弾告知 & 現在、建設が進んでいる発電所の進捗報告

2020年6月22日～7月18日、オールグリーンコープで「グリーンコープでんきを利用する仲間を増やそう！キャンペーン」を展開することになっています。現在（4月）の利用者数は、組合員契約4234件、事業所契約343件となっています。当初目標としていた10000件には到達できていません。

グリーンコープでんきは、日本のどこにもない、「原発フリー」で「二酸化炭素排出ゼロ」を実現した電気です。チェルノブイリ原発事故から34年もの間、組合員の脱原発社会への思いをつないで、やっと実現の目途を確信するところまでできました。

思いを大切に、実態をつくっていくことが大事です。グリーンコープでんきを利用する仲間を増やすこと、自然エネルギーの発電所づくりに取り組むこと、グリーンコープでんきの「UN・DO」（うんどう）に力強く踏み出しましょう！！

♡今なら、500Green券をプレゼント

- * 期間は2021年3月まで。
- * Green券は、商品代やグリーンコープの店舗で使用できます。
- ①グリーンコープでんき新規契約者の方に500Green券プレゼント
- ②お友だち・お知り合いをご紹介ください。ご紹介いただいた方の契約が成立したら紹介者と新規契約者にそれぞれ500Green券プレゼント
- ③家庭用太陽光余剰発電買取新規契約者の方に500Green券プレゼント

♡6/15グリーンコープでんきのホームページ開設!!

2012年10月に設立した(一社)グリーンコープでんきは、市民発電所づくりや電気の小売事業に取り組んできました。そうした経過などを盛り込みました。電気料金シミュレーションや仮契約もできます。ぜひアクセスしてみてください。

* パソコンから <https://greencoopdenki.jp>

* スマホから 二次元バーコード



♡6月分から「グリーンコープでんき利用
明細書」がリニューアル!!

♡ながわ小水力発電所(長野県松本市)



働 発 梓
し 電 川
電 所 の
所 堰
開 今
始 堤
予 年
定 7
月 活
末 用
了 了
稼 稼
稼 稼

♡霧島太陽光発電所(鹿児島県霧島市)



11たて流れ地
月土土れた域
竣砂砂込沈の
工は取沈む砂の
予殿水雨池の
定は予殿水。要
出さな発望
す。電が反
る。を所反
今溜貯か映
年っめらさ

2020年4月から託送料金への上乗せが決まっている「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」の問題点に関して、グリーンコープは経済産業省に2018年3月から「お尋ね」や「陳情」をお届けしてきました。それを踏まえて、2019年5月23日、資源エネルギー庁への訪問が実現し、1時間という限られた時間でしたが、意見交換の場を持つことができました。ただ質問点を残したままとなっていましたので、2020年1月16日第2回目の訪問をし、さらに意見交換を深めることができました。第1回、第2回の訪問記録（経済産業省資源エネルギー庁・グリーンコープで確認済み）をシリーズでご紹介します。

■第1回訪問：2019年1月16日（木）13時～14時15分

■対応していただいた部署：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室 2名

■グリーンコープからの参加 共同体理事会から3名 託送料金検討委員会から5名

1. 賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せする根拠に関して

1)2020年4月からの2つの負担金の託送料金への上乗せを行う根拠規定は、電気事業法第18条なのか否か

⇒負担金の上乗せを行う根拠規定というところですが、これはまず電事法第18条のまさにこれが一般送配電の託送の供給約款の経済産業大臣の認可規定でございますので、まず法律上の根拠ということ言えば、まずこの18条です。

2)「両負担金は、電気事業法に基づき、電気事業法施工規則の一部を改正する省令（経済産業省令七十七号）で必要な措置を講じている」というが、それは電気事業法第18条7項（他の法律で決まった費用増加に対応する場合として経済産業省令で定めたものは料金変更できる）のことを意味するのか？その場合、前提となる「他の法律により」が欠落していないか。

⇒1)との関連と受け止めています。電事法に基づき措置を講じているということが18条7項を意味するのかというところで、これは「他の法律による」という、その条文がございますけれど、まず結論から申し上げれば、この18条7項と今回の措置とは直接的な関係はございません

3)なぜ、2つの負担金は法律で決めないのか。

⇒「なぜこの二つの負担金を法律で決めないのか」というところでして、まさにその18条に基づいて、経済産業大臣は託送供給約款の申請があれば認可を行うと、その認可の基準というものも記載しておりますところございまして、結論から申し上げますと、現行の法令の制度の中で今回の措置というものは対応できるものというふうに考えています。

4)「各負担金について、①経済産業大臣の承認、②その際の原子力事業者からの額の申請、③経済産業大臣からの承認後の一般送配電事業者への通知、④一般送配電事業者からの新しい託送料金の申請、⑤経済産業大臣の認可 ⑥一般送配電事業者の約款変

更、⑦一般送配電事業者からの接続供給相手の通知、⑧徴収実施、までの具体的な内容と順序を教えてください。実施された場合、一般送配電事業者から接続供給の相手への請求書に両負担金をそれぞれ明示させるのか。

⇒負担金についての一連のプロセスという事だと思っております。経済産業大臣の承認であるとか、そのための申請であるとか、その後の一般送配電事業者からのまた申請という。これはまさに省令だったり、よくご覧いただいている。失礼ながら皆さんよくご覧いただいているという風に受け止めていますけれど、まさにそのプロセスに沿って、まず原子力事業者が賠償負担金、それから廃炉円滑化負担金というもの、これをどういう風に額を定めるかとか、そのバックグラウンドの賠償負担金であれば、この後の質問にもあります上限2.4兆円というその算定の根拠というものは審議会等でも議論いただいた。そういった考え方に基づいて、原子力事業者が経済産業大臣に申請をするものでして、これはご案内のとおり、この省令自体は2020年の4月1日施行で、当然ながらまだその申請というものは来ておりませんので、その申請の内容について、今我々としてコメントすることは困難ですけれども、その承認を以て経済産業大臣は各一般送配電事業者に通知をする。それを受けた一般送配電事業者がその額を自分たちの託送料金の原価に算定します。それから経済産業大臣、仮に値上げであれば、さらに認可をする。現行法令上、値下げであれば届出をするという規定がありますので通常はそういった認可申請、あるいは届け出のプロセスに入っていくところなんです。今のが、⑥番までの話でして、⑦番目以降についても、一般送配電事業者が、この賠償負担金という事に限らず、情報公開の在り方というものは、当然法令であるとか、ガイドラインであるとかそういったものに定められていますので、その規定に基づいて、もちろんその範囲内でしっかりと情報公開を行っていますので、その規定に基づいて、もちろんその範囲内でしっかりと情報公開を行っていく。もちろん我々としなくても、これもご案内の通り、今回の

この賠償負担金であるとか、廃炉円滑化負担金が相当程度例外的な措置であるという事ではありますので、透明性の確保ですとか説明責任というものは国としても当然しっかりと果たして行きたいというふうに思っています。⑧の徴収実施というところですが、これの意味するところ次第ではありますけれど、託送料金は認可料金ですので、一般送配電事業者の収支であるとか財務計算の結果であるとかについては、我々は定期的に把握しています。そういった中で把握をしていく、確認をしていくことであると思っています。この最後の請求書に明示というところでは、先ほどの⑦番のところと同じですが、当然、法令あるいはガイドラインとかそういった規定のなかで、当然相手方に対して情報公開をやっていきます。繰り返しになりますけれど、国としても当然今回の処置についてはしっかりと透明性の確保を図っていきたくて考えております

5) 仮に一般送配電事業者の判断で接続供給相手からの徴収をしない場合に、その一般送配電事業者へのペナルティやその禁止命令などはあるのか。

⇒「徴収をしない場合に、ペナルティだったり、禁止命令があるか」というところです。まず、この今回の賠償負担金とか廃炉円滑化負担金の一連のプロセスに特化した罰則とか罰則規定とかそういったものはありません。ただ、電気事業法の中で、規制下にある一般送配電事業に対してはいわゆる一般的な業務改善命令とか、一般的な監督権限を持っていますので、その中で確認を行っていくところです。

【ここまでの意見交換についての質疑応答】

Q: 最初の1)で18条と言われたのですが、18条の具体的に言うと何項になるのですか。7項ではないということだったのですが。

A: 18条の第1項で「一般送配電事業者は約款を定めたら、経済産業大臣の認可を受けなければならない」と定めてあります。第2項では「その約款以外では供給してはいけません」、3項において「経済産業大臣は次のことに適合するときは認可をする」という中で、その料金が適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、あるいは算出方法が適正かつ明確に定められていることという中で、その算定については省令で定めるところによるというふうになっています。これは2回目か3回目かの回答文書でも出ささせていただきましたけれども、この託送料金というものはユニバーサルサービスであるとか、広く公平に負担する、そういったことが適切であるというような費用は、託送料金の仕組みを利用して広く回収することが認められているものですので、そういった中で適正な原価であるというふうに判断できれば、それは認可を行うというものであると考えています。

Q: そのところがよくわからないのですが、通常の意味で言うと、適正な原価というのは当然、運営にかかる経費というのが通常だと思うのですけれ

ど、今回の負担金の2つというのは、一般送配電事業者そのものの運営にかかわる経費ではないように思われますが、そのあたりはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

A: そこは、申し上げた通り、この託送料金というものが一番最初に設定されたのが、2000年の電力自由化が始まった年ですけれど、その時に託送料金というもの、あるいは託送の仕組みというものをどのように運用していった、まさにその広く安定供給というものを、電気事業法の一番の根幹は安定供給ですので、安定供給をやっていくかというものを議論審議したなかで、先ほど申し上げたような、広く公平に需要家から負担を求めべき費用というものについては、この託送料金の中で負担していただくということが適切である、というふうに考え方が整理されています。そういった整理の中で、このあとの質問にもありますが、たとえば既存のもので申しあげれば、バックエンドの再処理の過去分と呼ばれている、そういった部分であるとか、まさに今回のこういった措置、こういったものはその考え方に合致するものであるというふうに整理がなされています。ただ、先ほど申し上げた通り、そうはいつでもなかなか世の中の中的には、多少例外的な措置ではあると考えていますので、しっかりとしたそういった説明責任であるとか、透明性の確保とかそういったものには対処したいと我々としては考えています。

Q: 根拠規定については、電気事業法18条と、あと今回電気事業法施行規則の一部改正する省令の45条の21の2および5を追加されているので、これに基づいて賠償負担金とかが原価参入、加えることができる、回収しなければならないという規定が入っているの。この規定を合わせて、上乘せが認められるというような理解でいいのですかね。

A: そうですね。それとあえて加えて申しあげれば、託送料金の供給約款算定規則においても、料金として算定することは定義づけておりますので、実際に料金を計算するときはその算定規則に基づいて計算する。これは賠償費用とかだけではなくて修繕費とか減価償却とかあらゆる費用がそうですが、その中の一つに位置づけをさせていただいたというところです。

Q: 上乘せするに際して、事前に国民に対してはどのような周知とかの方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

A: 国民に対してですか。約款を変更した時には、今手元でその条文がパッと出てこないの、すみませんが、当然その何日前に周知するであるとか、そういった規定が定められています。それと一番最初に申し上げた通り、その事業者においても、ガイドライン等で、しっかりとその約款の内容というものは情報公開しなければいけないということが定められていますので、そうした中でしっかりと情報公開をしていきたいというふうに思っています。

<次号に続く>

■グリーンコープでんき

- 5月にグリーンコープでんきを供給した契約件数は、GC事業所、組合員契約件数、GC商品のお取引先も含め下表のとおりです。

生協名	GC事業所 契約件数	組合員 契約件数	契約容量 (kW)
GC生協おおさか	8	55	267
GC生協ひょうご	10	28	184
GC生協とっとり	2	42	200
GC生協(島根)	1	88	380
GC生協おかやま	6	93	410
GC生協ひろしま	9	115	547
GCやまぐち生協	5	531	2,253
GC生協ふくおか	102	1,869	8,338
GC生協さが	17	107	657
GC生協(長崎)	11	173	789
GC生協くまもと	37	520	2,704
GC生協おおい	17	280	1,234
GC生協みやざき	2	131	481
GCかごしま生協	12	202	909
単協計	239	4,234	19,353
(一社)グリーンコープでんき(低圧)	45		255
(一社)グリーンコープでんき(高圧)	62		4,493
総合計	346	4,234	24,101

■5月の電源構成

【関西電力エリア】

- 神戸市環境局西クリーンセンター
(燃料：一般ごみ) … 100%

【中国電力エリア】

- 大阪広域環境施設組合東淀工場・平野工場・西淀工場(燃料：一般ごみ) … 100%

【九州電力エリア】

- 大阪広域環境施設組合平野工場・西淀工場
(燃料：一般ごみ) … 88.0%
- 神戸市環境局西クリーンセンター
(燃料：一般ごみ) … 9.8%
- 馬洗瀬小水力発電所 … 0.6%
- 家庭用太陽光発電 … 1.7%

※グリーンコープでんきは、電源となっている発電所をすべて特定しています。

※グリーンコープでんきの電源には、原発由来の電気は一切含まれていません。

■九州エリア卒FIT買取募集中!

2月から開始した家庭用太陽光発電(卒FIT)の買取登録は現在80件。九州エリアのグリーンコープでんき供給量の1.7%になりました。小さな発電所が集まって大きな力になります。

なお、中国・関西エリアでの買取はキャンペーンと同時にスタートします。



■市民発電所

- グリーン・市民電力の各発電所の2020年3月までの累計実績です。当月の出力制御は神在・深年で8日間(前年2倍)の指示でした。

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)
神在太陽光発電所	1,057	1,115,490	44,619,600
平池水上太陽光発電所	1,260	1,579,625	56,866,506
深年太陽光発電所	1,550	1,476,691	80,325,618
若宮物流センター	47	47,407	1,754,059
広島物流センター	47	53,022	1,961,814
やまぐち西部地域本部	54	52,177	2,024,187
グリーン未来ソーラー(10箇所)	244	425,026	8,925,546
合計	4,259	4,749,438	196,477,330

◆グリーン電力出資金

- 皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金の総額(実際に振り込んでいただいた額)は、9億3,667万円になっています。
- 出資目標額(積立目標額)は、5月26日現在11億1,158万円になっています。

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
GC生協おおさか	207	233	17,250,000
GC生協ひょうご	93	111	7,976,000
GC生協とっとり	130	142	10,520,000
GC生協(島根)	237	248	11,840,000
GC生協おかやま	145	160	13,190,000
GC生協ひろしま	666	782	80,167,000
GCやまぐち生協	571	662	42,510,000
GC生協ふくおか	5,358	6,215	525,856,000
GC生協さが	318	357	44,715,000
GC生協(長崎)	567	623	55,063,000
GC生協くまもと	1,462	1,659	124,274,000
GC生協おおい	774	861	69,588,000
GC生協みやざき	289	325	28,295,000
GCかごしま生協	712	817	80,336,000
合計	11,529	13,195	1,111,580,000

- グリーン電力出資金は、市民発電所の建設費に充てています。
- 2020年4月末支出総額は8億4,881万円で、残高は8,786万円になっています。市民発電所の建設は、継続して調査や検討をすすめています。

これまで出資いただいた金額	936,674,500
これまで支出した事業と金額	848,810,221
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部地域本部、グリーン未来ソーラー発電所、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、杖立温泉熱バイナリー発電所、ながわ小水力発電所(建設中)、しましま小水力発電所(準備中)、霧島太陽光発電所(建設中)、熊本菊池太陽光発電所、国東第二自然電力太陽光発電所	
グリーン電力出資金の残高	87,864,279